

令和8年度 SNS 発信力・動画制作力強化事業 仕様書

1 事業の目的

県庁のメディア化を推進し、県公式SNSの発信力を強化することで、県民に対する情報到達力の向上及びSNS登録者数の増加を図る。また、職員がSNSに適したコンテンツを自ら企画・制作・発信できる能力を高め、継続的な情報発信体制の構築を目指す。

2 業務の内容

(1) 県公式SNSの運用強化

県公式SNSの発信内容の改善及び運用体制の強化により、登録者数及び閲覧数の増加を図る。

ア SNS運用計画の支援

県公式SNSの計画的な運用を図るため、投稿テーマや発信内容の企画を提案し、資料として提出すること

(提案の例)

・月次または週次の投稿テーマの提案、季節や県施策などに合わせた投稿内容の提案 など

イ 投稿内容の改善支援

県が作成した投稿案又は投稿済みの内容について、各SNSの媒体の特性を踏まえた改善提案を行う。

(主な内容)

- ・タイトルや投稿文の修正、提案
- ・画像及び動画の活用方法の修正、提案
- ・投稿時間帯や投稿頻度の最適化の提案
- ・県事業のSNSにおける見せ方の助言 など

ウ SNS分析及び改善提案

SNS運用の効果を高めるため、投稿結果を分析し改善提案を行う。

(主な内容)

- ・登録者数が増加した要因の分析とさらなる増加に向けた提案
- ・閲覧数、エンゲージメント等の分析と投稿内容の整理や改善提案 など

エ SNS運用に関する伴走支援

県のSNS担当職員に対し、日常的な運用支援を行う。

(支援内容)

- ・SNS運用に関する相談対応

(支援方法)

- ・メール等による随時助言及び月1回程度、静岡県庁等での対面による打合せ

(2) 動画制作支援(SNSによる発信強化のための対応)

県公式SNSの登録者数増加に向け、職員の動画制作能力の向上を図る。

ア 職員制作動画の企画・制作支援

しずおかメディアチャンネル等で発信する動画の制作を支援する。

(支援内容)

- ・動画企画の立案支援
- ・企画書及び絵コンテの作成
- ・撮影及び編集の助言
- ・その他、公開までの支援
- ・支援本数:10本以上

イ サムネイル制作

質の向上を図り、動画のクリック率を上げるためのサムネイルを作成する。

- ・制作数:15本以上(アで制作の動画10本分、その他今後投稿予定の動画5本分以上)

ウ しずおかメディアチャンネルのPRの運営支援

同チャンネルの認知度向上及び登録者数、再生回数増加のための方策を提案し、県と協議の上実施すること。なお、提案を実施する費用は、本契約に含めること。

(主な内容)

- ・認知度向上の方策の提案
- ・なお、上記提案以外に広告配信を2回以上実施すること

(3)自由提案

- ・SNSの登録者数増加や職員のコンテンツ制作や発信力のスキルを向上させるための企画を1案以上提案し、実施すること。なお、提案を実施する費用は、本契約に含めること。

(4)報告書作成

- ・簡易報告書(広聴広報課が指示した動画に関する効果測定、運営補助等に関するもの。毎月1回)
- ・年度末報告書(実施内容が分かる資料及び事業効果を測定し、次年度に向けての改善策の提案)
- ・なお、年度末報告書は、本県と協議の上、その意向を踏まえた内容とすること

(参考)

YouTube:<https://youtube.com/user/shizuokapref>

情報発信サイト:<https://fmc.pref.shizuoka.jp/>

3 その他の留意事項

(1)実施体制

- ・ 事業実施者は本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ・ 実施責任者は、静岡県の担当者と十分な意志疎通が図れる者とし、事業期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。また、必要に応じて業務担当者が打合せ等に参加し、事業がスムーズに行われる体制を整えること。

- ・ 業務遂行上必要となる環境や人員は、事業実施者の負担と責任において確保すること。

(2) 秘密保持等

- ・ 静岡県及び事業実施者は静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- ・ 事業実施者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、県が公表するまで他に漏らしてはならない。
- ・ 万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、事業実施者はその一切の責任を負うものとする。
- ・ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

- ・ 本業務による助言を受けて作成された著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は、静岡県に帰属するものとする。
- ・ 静岡県は、事業実施者の著作者人格権の同一性保持権に抵触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。
- ・ 提案に当たっては、既存の意匠・商標を侵害しないための調査を行い、既存の意匠・商標を侵害するおそれのあるものを使用してはならず、事業実施者は、県に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- ・ 県は、本業務による助言を受けて作成された著作物を利用するに当たって、著作者の表示をすることを要しない。
- ・ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたる。

(4) その他

業務契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。また、当仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、静岡県と事業実施者の協議により決定するものとする。